

(別表2)「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」(平成17年2月18日規制改革・民間開放推進本部決定)における「別表」に掲げられた規制改革事項

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
1	接続料にかかる長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外)	接続料規則	平成16年10月19日付け情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」において、NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から除くことが適当とされており、上記答申を踏まえ、接続料規則の改正を実施する。(ⅢITイ⑧)	平成17年度 (4月1日施行予定)	総務省
2	小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除	電波法施行規則第6条第4項第3号	電気通信回線の接続前提の排除については、現在の電波利用環境への影響を検討し、支障がある場合には必要な条件等を設け、所要の手続きを経て措置する。(ⅢITア⑪)	平成17年中	総務省
3	緊急通報機関(119)への接続にかかるシステム・対応の統一化	電気通信番号規則別表第二第5欄	OAB～J番号を使用し発信位置を特定可能なIP電話や直収方式の電話からの119番接続を実施するに当たっての諸課題について、連絡会を開催して調整し、その調整結果に基づき、所要の措置を講ずる。(ⅢITア⑫)	平成17年度中	総務省
4	法人の従業員等が行う電子申請手続きの簡素化	—	法人の従業員等が代理で電子申請を行うことを可能とするため、電子政府構築計画に基づき、電子政府の総合窓口(e-Gov)に代理申請機能を整備する。(ⅢITエ⑬)	平成17年度中	総務省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
5	請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写しの交付に係る自動交付機についての規制の緩和	住民基本台帳法	住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により、緩和された基準を新たに定め、改正後の通知に定める一定の機能を備えた自動交付機による住民票の写しの交付を認める。(ⅢITエ⑭)	平成16年度中	総務省
6	短期滞在以外の査証発給に係る書類の簡素化	外務省設置法第4条第1項13号	短期滞在以外の査証発給に係る必要書類について、当該査証申請の際に在留資格認定証明書を提出している場合には、査証申請と在留資格認定証明書申請において重複する書類等を原則として省略するなど、簡素化を図る。(Ⅲ法務ウ30)	平成17年度中措置	外務省
7	短期商用等における数次査証取得の奨励等	外務省設置法第4条第1項13号	短期商用等で我が国に入国するアジア諸国人等に対して数次査証を取得するよう奨励するため、数次査証の発給基準を公表し、在外公館等において周知徹底に努めるとともに、我が国国内においても適宜広報を行う。(Ⅲ法務ウ31)	平成17年度中措置	外務省
8	タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化	「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(要請)」(行政指導)	「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(要請)」に係る調査表の提出を廃止する。(Ⅲ金融ア23)	平成16年度中	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
9	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	信用金庫法第23条、第36条、第37条、第39条	信用金庫における計算書類、定款、理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録による作成や保存が可能となるよう措置する。(Ⅲ金融イ⑥)	平成16年度中	金融庁
10	証券会社口座における株式配当金の受領について	証券取引法第34条第1項	証券会社の付随業務に自社顧客の株式配当金の代理受領業務が含まれると解釈することを明確にする。(Ⅲ金融ウ⑥)	即時実施	金融庁
11	保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化	保険業法第271条の3①、第271条の4①、証券取引法27条の25	保険議決権大量保有者が提出を行う「変更報告書」の提出事由に関し、保険会社が自社株を購入した等の適当と認められる事由による場合には提出期限を緩和することとする。(Ⅲ金融エ23)	平成17年度中	金融庁
12	利害関係人の範囲の見直し	投資顧問業法施行令第8条、第10条、投信法施行令第20条、事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)3-4-3	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲の見直しについて、他業との整合性の観点も含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得た上で、所要の措置を講じる。(Ⅲ金融オ⑪)	平成17年度中	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
13	社振法における「短期社債」の要件見直し	商法301条、302条、社債等の振替に関する法律第66条第1項第1号イ	短期社債の発行における総額引受要件について会社法の整備の一環として廃止の方向で見直しを行い、平成16年度中に法案提出を行う。(Ⅲ金融ウ⑬)	平成16年度中に法案提出	金融庁 法務省
14	日本貿易保険の組合包括保険制度に関する見直し内容の枠組みの策定	—	独立行政法人日本貿易保険の組合包括保険制度については、組合員企業の付保選択制の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、見直し内容の枠組について平成17年度中を目途に策定する。(Ⅲ金融オ22)	平成17年度中目途	経済産業省
15	スクールカウンセラーの選考要件の周知徹底	教員研修事業費等補助金(スクールカウンセラー活用事業補助)交付要綱及び取扱要領	スクールカウンセラー活用事業において、スクールカウンセラー等の選考要件について、地域的偏在等を総合的に勘案して弾力的に運用しうることを周知徹底する。(なお、これに関連し、平成17年度からの交付要綱及び取扱要領の見直しを検討予定。)(Ⅲ教育イ⑬)	平成17年度中	文部科学省
16	いわゆる「混合診療」に係る改革	健康保険法	平成16年12月15日の尾辻厚生労働大臣と村上規制改革担当大臣との合意に従い、国内未承認薬の使用、先進技術への対応、制限回数を超える医療行為等について、一定のルールのもとに、保険診療と保険外診療との併用を認める改革を実施する。(Ⅲ医療エ⑤)	国内未承認薬の使用については平成16年度中措置済、その他は平成17年夏までを目途に実現、及び平成18年の通常国会に法案提出	厚生労働省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
17	確定給付企業年金の選択一時金の支給上限額に係る制限の緩和	・確定給付企業年金法第32条第1項 ・確定給付企業年金法施行令第23条 ・確定給付企業年金法施行規則第24条	選択一時金の支給上限である保証期間に係る現価相当額に関し、現価相当額の計算の際に用いる割引率の見直しを行う。(Ⅲ福祉オ③)	平成17年度早期に措置	厚生労働省
18	公共職業安定所のオンライン運用による窓口業務を午後5時までとすること	—	ハローワークにおいて、オンライン運用時間を午後5時までに延長し、従来翌日以降に結果を返す「預かり処理」で対応していたものについて午後5時までは即時で対応できるように措置する。(Ⅲ雇用力③d)	平成16年度中に措置	厚生労働省
19	非検疫生物リストの拡充	植物防疫法施行規則第5条の2	諸外国からの要望等も踏まえ、植物検疫措置の対象外とすることが適当な病害虫を追加する。(Ⅲ農水ア⑫)	平成17年度中	農林水産省
20	「コンビニエンス・ストア」の営業許可に係る施設基準に関する要望内容の各都道府県等への周知	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条、第52条、 食品衛生法施行令(昭和28年政令第228号)第35条	いわゆる「コンビニエンス・ストア」の軽微な調理施設について営業許可を取得する際の施設基準及びその運用に係る要望内容を、各都道府県等に周知する。(Ⅲ流通ウ⑥)	平成17年度	厚生労働省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
21	電力保安通信用非常用予備発電装置に関する届出先の見直し	電気事業法第48条第1項 電気事業法施行令第9条 電気事業法施行規則第65条第1項 電気関係報告規則第4条	電圧区分に関係なく、電力保安通信用非常用予備発電装置の工事計画の届出先を基本的に一元化することについて検討し、その結論に基づき措置する。(Ⅲエネ イ⑰)	平成17年度	経済産業省
22	随時巡回式発電所(内燃力発電所及びガスタービン発電所)における委託電気主任技術者による点検回数の見直し	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項及び第2項並びに第53条第2項、平成15年経済産業省告示第249号	随時巡回を行う発電所(内燃力発電所及びガスタービン発電所)における委託電気主任技術者による点検頻度の見直しについて本年度中に検討し、その検討結果に基づき見直し(告示改正等)を行う。(Ⅲエネ イ⑱a)	平成17年度	経済産業省
23	試掘に係る鉱区面積制限の考え方の明確化	鉱業法第14条第3項	地質調査(三次元地震探査に限らない)の結果等から判断して鉱物の賦存可能性が高いと見込まれる区域等で試掘が行われる場合には、鉱物の合理的開発上必要がある場合として、鉱業法第14条第3項に定める鉱区面積の上限を超えた鉱区の鉱業権を設定し得ることを各経済産業局に周知徹底する。(Ⅲエネ エ④)	平成17年度	経済産業省
24	炉頂圧ガスタービンの定期事業者検査の周期延長	電気事業法第55条第1項、電気事業法施行規則第94条第1項、第94条の2第1項第2号・第3号、第2項火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年3月31日平成15・02・19原院第6号)	炉頂圧ガスタービンの定期事業者検査について、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降4年を限度として時期の延長を承認することについて検討し、結論に基づき措置する。(Ⅲエネ ア②)	平成17年度	経済産業省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
25	エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和	建築基準法施行令第129条の2の5第1項第3号	光ファイバー等の設置によりエレベーターの各種機能に悪影響を与えず、かつ、エレベーターの各部により光ファイバー等の機能に悪影響を与えないものについて、エレベーターの昇降路内に設ける場合に安全上、防災上又は衛生上必要となる技術的基準の内容について検討を行い、これを踏まえ平成17年度中に措置する。(Ⅲ住宅エ27)	平成17年度中	国土交通省
26	住居系用途地域における自動車車庫等に係る制限の緩和について	建築基準法第48条	共同住宅の附属自動車車庫については、最近、大規模な共同住宅の建設が見受けられるようになってきたことから、実態を調査の上、このような大規模な共同住宅で、附属自動車車庫の床面積の制限を超えるような場合については、周辺の市街地環境等に配慮しつつ、建築基準法第48条のただし書きによる許可について弾力的に運用されることを平成17年度中に通知する。(Ⅲ住宅エ28)	平成17年度中	国土交通省
27	地方道路公社における余裕金運用先範囲の拡大	地方道路公社法第31条	平成16年6月に所要の法律改正を実施したところであるが、追加すべき金融機関については地方道路公社に対する調査を実施し、この結果を踏まえ法律施行後速やかに大臣指定を行う。(Ⅲ住宅エ29)	平成17年度中	国土交通省
28	固定資産税の土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの取得のための手続きについて	地方税法第387条	固定資産税の土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しを取得するための手続きに関し、以下の事項について、平成16年度中に地方公共団体に対する要請等の措置を講じる。 ① 名寄帳の写しの交付を行っている場合において、郵送にて申請がなされた際には、必要事項が記載された申請書については、地方公共団体の特定の申請用紙によらずとも受け付けるよう努めること。 ② 上記の場合において、必要に応じ名寄帳の写しに、都道府県、市町村名を付記するよう努めること。(Ⅲ住宅エ30)	平成16年度中措置済	総務省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
29	車両乗入幅に係る審査基準の徹底	道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について	「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」(平成6年9月30日付け建設省道政発第49号道路局長通達。)により示した承認工事審査基準(案)を参考として、安全性の確保等の観点から歩道の乗入れ幅等の適切な審査を行うよう周知徹底する。(Ⅲ運輸ア29)	平成16年度中措置済	国土交通省
30	道路占用料の設定に関する周知徹底	道路法第39条	地方公共団体が道路占用料を定めるにあたっては、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることについて、周知徹底する。(Ⅲエネ エ③a)	平成17年度	国土交通省
31	特殊車両通行許可申請手数料の見直し	道路法第47条の2、車両制限令第16条、車両の通行の制限について(昭和53年12月1日道路局長通達)、特殊な車両の通行の許可に関する具体的処理について(昭和53年12月1日道路交通管理課長通達)	特殊車両許可手数料の額の低減について、実費調査の結果等を踏まえ、車両制限令の改正を行い(12月8日公布)、平成17年4月1日より施行。これにともない、5経路1パック制の廃止についても、車両制限令の施行までに必要な措置を実施。(Ⅲ運輸ア30)	平成17年度早期	国土交通省
32	災害廃棄物の迅速かつ適正な処理	「既存の一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を受け入れる場合の財産処分について」平成16年5月24日環廃対発第040524005号廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知	一般廃棄物のみを処理することを目的として国庫補助を受け整備した施設において、災害廃棄物である産業廃棄物を処理する場合の財産処分手続きの簡素化を具体的に検討し、措置する。(Ⅲ環境ア⑬)	平成16年度中	環境省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
33	産業廃棄物処理業の許可手続の合理化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4	産業廃棄物処理業の許可申請手続に係る書類について、申請書に添付すべき書類の様式に関し、標準の様式を示し、その統一に努めるように再度通知を行う等の措置を行うことにより改めて周知する。(Ⅲ環境ア⑭)	平成17年度中	環境省
34	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項	産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しないものとして取り扱っている。この取扱いの趣旨を徹底するため通知を行う等の措置を行うことにより周知する。(Ⅲ環境ア⑮)	平成17年度中	環境省
35	廃棄物処理法における「建設汚泥改良土」に関する取扱いの明確化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日環廃産第276号)	建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取扱いについて、廃棄物にあたるか否かの判断に係る解釈を明確化する。(Ⅲ環境ア⑯)	平成17年度中	環境省
36	がん具(煙火)としての取扱範囲の拡大	火薬類取締法第2条第2項、火薬類取締法施行規則第1条の5	がん具煙火を追加指定する際の審査基準について、平成16年度中のできるだけ早い時期に策定・公表し、運用を開始した上で、「がん具煙火」への追加指定の申請に対し、当該基準に基づく審査を行うなど所要の措置を講じる。(Ⅲ危険オ⑥b)	平成17年度中	経済産業省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
37	高圧ガス保安法に基づく都道府県知事の許可を要さない変更工事の対象の周知徹底	高圧ガス保安法第14条第1項、コンビナート等保安規則第14条	高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により、製造することが適切であると経済産業大臣が認定する者が製造した同径・同材質・同強度の配管等への取り替えの工事であって、処理能力の変更を伴わないものについては、高圧ガス保安法に基づく都道府県知事の許可は不要である点を周知徹底する。(Ⅲ基準イ⑱)	平成17年度中	経済産業省
38	特定非営利活動促進法に係る申請書類の簡素化について	特定非営利活動促進法施行規則 第二条第二項 又は都道府県の条例における規定	内閣総理大臣が所轄する特定非営利活動法人(NPO法人)については、内閣府令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムが利用できる場合には、申請書等への「住民票の写し」の添付を省略できるよう整備を行う。また、都道府県知事が所轄するNPO法人については、条例の改正により同様に措置することができることを、都道府県に対し周知する。(Ⅲ基準イ23)	平成17年中	内閣府
39	ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化	労働安全衛生法ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラー等の連続運転認定要領	認定事業者が定める規程類等において、変更前と変更点がない重複する資料についての提出を不要とする旨を周知する。(Ⅲ基準イ24)	平成17年度中	厚生労働省
40	指定給水装置工事事業者以外が取り付けることのできる水栓金具の対象の明確化	水道法第16条及び16条の2 水道法施行令第5条 水道法施行規則第13条 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	「厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。」(水道法第16条の2第3項ただし書き)について、水道関係担当者会議及びHPIにて周知を図る。(Ⅲ基準イ25)	平成16年度中	厚生労働省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
41	工業用水の責任水量変更に関する情報提供等	—	工業用水に関する責任水量制は、制度上、国が関与するものではなく、工業用水道事業者と受水者の間で適切に解決されるべき問題であるが、近年における工業用水を取り巻く環境の変化を踏まえ、減量問題への対応事例について情報を収集整理し、その結果を対応の参考に資するよう事業者と受水者双方に情報提供するとともに、必要な助言を行うなど、事業者と受水者の間における適切な問題解決を促進するための措置を講ずる。（Ⅲ基準イ 21）	平成17年度中	経済産業省